

次期アクションプラン(素案)に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 11 日(月)から平成 30 年1月 19 日(金)まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、企画課での閲覧

イ 関係団体等への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

- ・ 区政改革推進会議
- ・ 練馬区男女共同参画推進懇談会
- ・ 練馬区男女共同参画センター運営委員会
- ・ 練馬区商店街連合会
- ・ 練馬産業連合会
- ・ 東京商工会議所練馬支部
- ・ 練馬区農業委員会
- ・ 東京あおば農業協同組合
- ・ 町会・自治会(251 団体)
- ・ 練馬区文化財保護審議会
- ・ 練馬区文化団体協議会
- ・ 練馬区スポーツ推進委員会
- ・ 練馬区体育協会
- ・ 練馬区レクリエーション協会
- ・ 新日本スポーツ連盟
- ・ 福祉作業所家族会(4 団体)
- ・ 福祉園利用者家族会(7 団体)
- ・ 敬老館長会

- ・ 練馬区介護サービス事業者連絡協議会運営委員会
- ・ 練馬区特別養護老人ホーム施設長会
- ・ 練馬区医師会
- ・ 練馬区歯科医師会
- ・ 練馬区薬剤師会
- ・ 練馬区緑化委員会
- ・ 練馬区子ども・子育て会議
- ・ 練馬区私立幼稚園協会

(3) 意見件数

159 件 (49 名・13 団体)

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
はじめに	4
練馬区の人口動向分析	1
戦略計画 1 家庭での子育てを応援	4
戦略計画 2 「練馬こども園」の創設	17
戦略計画 3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	11
戦略計画 4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を	11
戦略計画 5 高齢者地域包括ケアシステムの確立	2
戦略計画 6 障害者の地域生活を支援	14
戦略計画 7 病床の確保と在宅療養ネットワークの構築	1
戦略計画 8 つながり、見守る地域づくり	0
戦略計画 9 鉄道、道路などインフラの整備	26
戦略計画 10 災害に強い安全なまちづくり	4
戦略計画 11 地域生活を支える駅周辺のまちづくり	35
戦略計画 12 住宅都市にふさわしい自律分散型エネルギー社会へ	0
戦略計画 13 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	1
戦略計画 14 農の生きるまち練馬	4
戦略計画 15 みどりあふれるまちづくり	12
戦略計画 16 風を感じながら巡るみどりのまち	7
戦略計画 17 練馬城址公園をにぎわいの拠点に	1
戦略計画 18 新しい成熟都市に向けた区政の創造	0
その他	4
合計	159

3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	4
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	19
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	23
△ 事業実施等の際に検討するもの	29
※ 趣旨を反映できないもの	52
－ その他、上記以外のもの	32
合 計	159

4 寄せられた意見と区の考え方

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
はじめに				
1	はじめに	アクションプラン策定の目的について。「アクションプラン」による検証が不十分なまま、「みどりの風吹くまちビジョン」を推進することは、練馬区の将来に禍根を残す。区長選もあることを契機に、区民参加で、「みどりの風吹くビジョン」の全面的な見直しが必要だ。	「みどりの風吹くまちビジョン」を実現する工程を明らかにする「アクションプラン」は、事業の進捗状況を毎年度、点検・検証し、その結果を区議会に報告しています。また、その結果については、ホームページに公表しています。 また、今回策定するアクションプランには、平成28年策定の「区政改革計画」で取り上げた施策の充実を反映しています。「区政改革計画」は、公募区民を含む区政改革推進会議でご意見を伺いながら策定したものです。 アクションプランの策定にあたっては、毎年度の点検・検証を踏まえ、かつ区民意見を反映した計画となっています。	—
2	はじめに	現行アクションプランの総括について。区民意見を聞く場合、平成27年から29年のアクションプランの結果はどうであったのか。どう総括して、次の段階(平成30・31年度)に進むのか。その報告が区民の側に提出されていない。		—
3	はじめに	アクションプラン事業の評価について。どの様な取組みにおいても、その目的や必要性を示し、それに見合う一定期間ごとの着地点を出来るだけ具体的に設定し、投資対効果についてのしっかりとした評価を、主体的に区民に公表出来るシステムづくりが必要であると考える。		□
4	はじめに	便利さや快適さ、多彩なライフスタイル等を追求する為の施策が盛り込まれており、今後の取組にも期待したい。	「アクションプラン」と、その上位計画である「みどりの風吹くまちビジョン」は、「子どもからお年寄りまで心豊かに暮らせるまち」を目標として策定しています。	○
練馬区の人口動向分析				
5	練馬区の人口動向分析	人口は国や自治体の政策と施策によって変わる。今回、当初の見通しから変更になったのはその証拠。人口の動態をシミュレーションするのではなく、いかに区民が住みやすい練馬区にするかということを出発点に「計画」を全面的に見直すべき。	「アクションプラン」と、その上位計画である「みどりの風吹くまちビジョン」は、「子どもからお年寄りまで心豊かに暮らせるまち」を目標として策定しています。 人口動向の分析は、区の政策・施策立案にあたっての基礎的かつ重要な要素です。将来の人口規模・人口構成の推計は必要と考えます。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
戦略計画1 家庭での子育てを応援				
6	No.1-1 妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援	保健所・子ども家庭支援センターの保健師などの職員体制をさらに充実し、「切れ目のない支援」を充実させるため事業拡大をしてほしい。	平成28年度から保健相談所等において妊婦全員面接の体制を整え、平成30年度から子ども家庭支援センターで心理・保健師の専門職員を6人増員するなど、相談支援体制を強化し、切れ目のない支援を充実していきます。	◎
7	No.1-1 産後ケア事業	1人目の出産については対応していると思うが、直近の兄弟が幼い場合でも利用できるような事業としてほしい。	練馬区の産後ケア事業は出産直後の母親と赤ちゃんを対象としています。産後ケアのショートステイは感染予防等の観点から赤ちゃん以外のお子さんの受け入れは困難です。上のお子さんを預ける必要がある場合は、子ども家庭支援センターのショートステイ事業をご案内しています。 なお、産後ケアの早期訪問は兄弟がいる場合も利用できます。	□
8	No.1-2 子ども家庭支援センターにおける児童相談体制の強化	区の子ども家庭支援センターと児童相談所との連携は重要だが、児童相談所の役割を代替することは出来ない。練馬区は児童相談所を直営で設置するか、もしくは都が練馬区に児童相談所を設置するよう要請してほしい。	子ども家庭支援センターは、身近な相談やひろば事業など、一部事業については、委託等を行っていますが、区立施設として、区の責任のもと運営を行っています。また、平成30年度に、心理・保健師の増員を図る予定です。 児童相談所を区が設置する考えはありません。都・児童相談所との連携を強化することにより、児童相談体制を充実していきます。	※
9	No.1-2 要支援家庭への見守り訪問	地域の中では、子育てに苦しんでいる家庭がたくさんある。細かい地域ごとに「駆け込みハウス」が必要。誰でも駆け込める、相談員が常駐する福祉サポートシステムの設置を望む。まずは区内何カ所かで実施してほしい。	子育てに関わる総合相談や、要支援家庭へのサポートを行う機関として、子ども家庭支援センターが、区内に5か所あり、誰もが身近に相談できる場としての役割を担っています。	□
10	戦略計画1 子育て教育の環境整備	子どもを地域社会の将来の担い手として考えた場合、子育て教育の環境整備は最重要課題のひとつとも言え、幅広いしっかりとした意見交換や検討が続けられるべきである。	区の子ども・子育て支援施策へ子育て当事者等の意見を反映するため、平成25年7月に設置した「練馬区子ども・子育て会議」を年4回程度開催しています。 子ども・子育て会議では保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者などによりご意見や審議をいただいています。	□

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
戦略計画2 「練馬こども園」の創設				
11	No.2-1 「練馬こども園」の拡大	「待機児対策としても効果をあげています」との記述は違う。子育て世帯は、児童福祉法24条1項の認可保育園に入園を希望している。そこに入れない家庭の子を「練馬こども園」に入れたから「待機児解消」というのは自治体の責任のすりかえ。都内の他の自治体でも、幼稚園の施設内に子どもを預けた数をもって待機児解消とする自治体は少数だ。練馬区の子育て支援策の貧困を示すこうした施策は止めて、幼稚園と認可保育園の充実を迫すべきだ。	区が実施した子育て世帯を対象としたニーズ調査では、3～5歳の預け先として、多くの方が認可保育所とともに「預かり保育のある幼稚園」を希望されています。こうしたニーズに応えるため、独自の幼保一元化の制度として練馬こども園を創設しました。 練馬こども園では、保育を必要とする多くのご家庭に利用され、認可保育所から転園される方もいます。今後も認可保育所や小規模保育事業などの保育施設とともに練馬こども園を拡大し、保護者が家庭のニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる環境づくりを進めます。	※
12	No.2-1 「練馬こども園」の拡大	幼稚園は、送り迎えやお弁当など保護者の負担が大きい。待機児童解消には、幼稚園ではなく保育園の拡充が必要である。		※
13	No.2-1 「練馬こども園」の拡大	「練馬子ども園」制度は廃止し、私立幼稚園が独自に行なう預かり保育に対する技術的支援と利用者に対する利用料補助を充実させる事業に切り替えるべき。「練馬子ども園」という名称は「預かり保育補助事業」などに変わるべき。認可保育園の増設を積極的にすべき。「練馬子ども園」は延長保育のある認可保育園の代替えにはならないと認識を改めるべき。	練馬こども園は、年間を通して11時間の保育を行う私立幼稚園を区が認定する、練馬区独自の制度です。子育て世帯を対象としたニーズ調査では、3～5歳の預け先として多くの方が「預かり保育のある幼稚園」を希望されており、こうしたニーズに応えるために平成27年度に創設したものです。区は認定園に対し、預かり保育についての運営費補助を行っています。 制度の名称も定着しつつあり、名称を変える予定はありません。今後も保育施設とともに練馬こども園を拡大し、保護者が家庭のニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる環境づくりを進めます。	※
14	No.2-1 「練馬こども園」の拡大	「練馬こども園」「ねりっこクラブ」は、子ども施策と教育施策が連携した取り組みで評価できる。引き続き、推進すべきである。	子育て世帯のニーズに応えるため、今後も認可保育所や小規模保育事業などの保育施設とともに練馬こども園を拡大し、保護者が家庭のニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる環境づくりを進めます。 また、ねりっこクラブを推進し、学童クラブの受け皿を拡大するとともに、すべての小学生の放課後等の居場所を充実していきます。	□

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
15	No.2-2 保育所等 の拡充	正確な待機児童数の把握をすべきである。	待機児童数については、厚生労働省が示す定義をもとに算出した数値を国へ報告するよう求められており、各自治体も同様の取り扱いをしています。練馬区では、今後も国の定義をもとに算出した待機児童数をお示していく考えです。	△
16	No.2-2 保育所等 の拡充	待機児解消を図るため「私立認可保育所や小規模保育事業の誘致」とある。区が責任をもって待機児解消をすすめるために、直営の認可保育所の増設を記すべきだ。	現在、区内の認可保育園の過半数が私立保育園であり、保育園の運営は民間の運営が軸になっています。今後も民間のスキルやノウハウを生かした、保育所等の施設整備を進め、多様な手法で待機児童解消を図っていきます。	※
17	No.2-2 保育所等 の拡充	待機児解消を小規模保育事業で行う施策は、あらたに3歳の壁を発生させる。0歳から就学前まで預かってもらえる認可保育所こそ必要だ。練馬区以外のほかの特別区では、乳児期から幼児期にかけて子どもの成長期に断絶させるのはよくないと、小規模保育所をつくらず認可保育所の増設を基本としている区もある。他区と比べて練馬区の子育て支援策は恥ずかしい。新しい公立の認可保育所を増設して待機児を解消すると明記すべきだ。	待機児童数の状況や今後の保育需要見込みなどを踏まえ、認可保育所、小規模保育事業などを整備し、既存園の定員拡大など多様な手法で待機児童の解消を図っていきます。	※
18	No.2-2 保育所等 の拡充	区立保育園の職員は、公務員として研鑽を重ね、経験を活かして区民と接触している。地域の中でも子育てセンターとしての役割を確立し、子育ての「駆け込み園」として有効に活用していくべき。これ以上民営化すべきではない。	今回の委託計画は、保護者の多様なニーズに応えるため、民間の力を活用しサービスの充実を図るものであり、区立保育園の委託を進めることで保育サービスの充実などに取り組んでいます。 ご意見の「駆け込み園」については、子育ての総合的な相談窓口として、子ども家庭支援センターがあり、必要な専門機関やサービスの紹介などを適切に行っています。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
19	No.2-2 保育所等の 拡充	保育園を安易に民間委託すべきではない。区民サービスを拡充するならば、行政が責任を持って運営すべきである。	区は、これまで、20園の区立保育園で民間委託を進めてきました。どの園も保護者アンケートや第三者評価で高い評価を受けており、委託後も区立保育園であることには変わらず、区が最終的な責任を負っています。今後も、保護者の多様なニーズに応えるため、運営業務委託を進め、サービスの拡充を図っていきます。	※
20	No.2-2 保育所等の 拡充	保育士不足の状況もふまえ区立直営の保育園を増設すべき。無理な詰め込み保育での待機児解消は子どもの環境を悪化させるので容認できない。待機児解消は区立直営保育園の増設も含む認可保育園の増設を中心として対応すべき。	現在、区内の認可保育園の過半数が私立保育園であり、保育園の運営は民間の運営が軸になっています。今後も民間のスキルやノウハウを生かした、保育所等の施設整備を進め、多様な手段で待機児童解消を図っていきます。 また、既存施設の定員拡大については、面積基準、職員配置基準を順守し、各施設と協議の上で進めているので、無理な詰め込み保育とは考えていません。	□
21	No.2-3 安心して 保育サー ビスを利用 できる 仕組みづ くり	保育サービス検討会議について。区の関係者だけ、区の方針に沿ったことしか語らない人で構成する「検討会議」では意味がない。保育園の父母会代表など、広く子育て世帯の保護者の声が反映できる「検討会」として作らないと、問題の本質の分析も問題解決の方策も議論できないし、検討が深まらない。	保育サービス検討会議では、安心して保育サービスを利用するために、各保育施設等の運営状況の見える化や、意見や要望に対応する制度について検討することにより、保育サービスの充実を図っていきます。 委員構成は、学識経験者、事業者、保育施設利用者としており、利用者の意見が反映されるものと考えています。	—
22	No.2-3 安心して 保育サー ビスを利用 できる 仕組みづ くり	区が技術的・予算的支援を行なうことを前提に区内の保育施設に求める保育水準を明確にすべき。保育サービス検討会議の委員には区の保育園を利用している保護者が作っている団体から委員を入れるべき。	区内の認可保育施設等は、国や都の基準を順守し、保育を行っており、一定の水準が保たれていると考えています。 また、保育サービス検討会議は、保護者に区内の様々な保育施設を安心して利用していただくために、運営状況の見える化や意見・要望等に対応する仕組みをつくるための会議です。委員の選定にあたっては、利用者である区民から公募により選定します。保護者団体から委員を選定する予定はありません。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
23	No.2-5 多様な保育サービスの充実	区立保育園の委託は職員の総入れ替えを伴った運営主体の変更であり、保護者の希望に反するもの。各保育園の継続的かつ安定的運営を前提に区の支援を基にそれぞれの施設で実施すべき。	今回の委託計画は、民間活力により、保護者の多様なニーズに応え、サービスの充実を図るものです。一方で、委託契約の性質上、委託開始時に区の保育園職員から事業者職員に入れ替わることは避けられません。その影響を最小限とするため、1年間という長い引継期間を設定するとともに、経験年数のある職員配置を行っています。 その結果として、これまで20園の委託園では、保護者アンケートや第三者評価で高い評価を受けています。今後も、保護者の多様なニーズに応えるため、運営業務委託を進め、サービスの充実を図っていきます。	※
24	No.2-6 区立幼稚園の在園児の預かり保育事業	本当に必要な施策なのか、区立幼稚園の保護者の声をもっとよく聴き、調査を重ねてから進める施策だ。預かり保育事業のある幼稚園より、子育て世帯が求めている施策は公立認可保育園を増やすことだ。	預かり保育事業の実施に当たり、事前に区立幼稚園在園児の保護者にアンケートをとったところ、約9割の方が預かり保育を実施してほしいとの声をいただきました。 区はこうした声を踏まえ、また平成29年度から区立幼稚園保育料を改定したことに伴い、区立幼稚園におけるサービスの充実が必要であると判断し、平成30年度から在園児の預かり保育を実施します。	※
25	戦略計画2 「保育サービス」という表現	保育は福祉であり、人生最初の社会保障だ。そのことを明記すべきだ。保育を「サービス」としてとらえるのは児童福祉法に反する。福祉としてとらえたうえで、延長保育や病後児保育の施策のあり方や量的課題を示すべきだ。	保育所等の施設は、児童福祉法に位置づけられています。その上で、女性の社会進出が進むなど、保護者の多様なニーズに応える必要があります。こうした中で延長保育や、病後児保育等の充実に取り組んでいきます。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり				
26	No.3-1 「ねりっこクラブ」の 拡充	児童福祉法や厚生労働省が定めている「放課後児童クラブ運営指針」では、学童クラブで過ごす対象として全小学生と明記している。「学童クラブ」と、練馬区で進めている「ねりっこクラブ」とは違う。国の児童福祉法や国の「指針」に沿って見直しが必要だ。「ねりっこクラブ」の名で学童クラブを廃止すれば、練馬区の将来に禍根を残す。	ねりっこクラブには「ねりっこ学童クラブ」と「ねりっこひろば」の二つの事業がありますが、「ねりっこ学童クラブ」は児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業であり、学童クラブです。そのため、国の基準を踏まえた区の基準条例に基づき、区立学童クラブと同様に運営しています。また、学童クラブにおける高学年の受入れについては、児童館等の併設学童クラブで対応しています。 引き続きねりっこクラブを推進することで、保護者の就労の有無にかかわらず学童クラブの受け皿を拡大するとともに、	<input type="checkbox"/>
27	No.3-1 「ねりっこクラブ」の 拡充	学童クラブがねりっこクラブに変えられつつあるが、子どもの安全が守れるのか疑問。とも働き家庭に対する支援は、ねりっこクラブでは無理。学童クラブを増やすべき。	すべての小学生の放課後等の居場所を充実していきます。	<input type="checkbox"/>
28	No.3-1 「ねりっこクラブ」の 拡充	学童クラブの民間委託を進め、学童クラブは増やさず、ねりっこクラブで待機児童を解消するという案には反対である。民間委託=教育や保育の質の向上に結びつくわけではない。		※
29	No.3-1 「ねりっこクラブ」の 拡充	「ねりっこクラブ」の学童保育の定員は、国の基準よりも大きい。早急に人員ならびに施設環境の改善を求める。	ねりっこ学童クラブでは、学校施設を活用することで定員を拡大していますが、国の基準を踏まえた区の基準条例に基づき、必要な職員配置や施設面積を確保したうえで運営しています。定員も、国の基準を踏まえ、保育する児童の集団規模である「支援の単位」を基礎としており、児童数に応じて「支援の単位」を複数設定し、運営しています。	<input type="checkbox"/>
30	No.3-1 「ねりっこクラブ」の 拡充	区立学童クラブの委託は職員の総入れ替えを伴った運営主体の変更であり、保護者の希望に反するもの。各施設の継続的かつ安定的運営を前提に区の支援を基に行なうべき。区の遊休施設や土地を活用した直営施設の増設での対応も検討すべき。	保護者が望む延長保育等のサービス向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考えています。利用者アンケートにおいても、委託学童クラブの利用者満足度は、高い評価を得ています。安定運営を旨とし、区が支援しながら委託化を進めていきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
31	No.3-1 「ねりっこクラブ」の 拡充	ねりっこクラブの十分な評価検証や実施体制の見直しを求める。ねりっこクラブの増設とこれ以上の学童クラブの委託には反対である。	ねりっこクラブは、「子ども・子育て会議」や「放課後子ども総合プラン運営委員会」で広く意見を頂くとともに、利用者アンケートを毎年実施するなどして、事業を進めています。 すべての小学生の放課後や夏休み等の安全で充実した居場所を確保するため、引き続き、ねりっこクラブを推進していきます。 また、学童クラブの運営については、限られた財源で延長保育等のサービスの向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考え、民間事業者への運営委託を進めています。	※
32	No.3-2 民間学童 保育の支 援	いま子育て世帯に必要な区としての施策は区直営の学童クラブを増設して、待機児解消をすすめることだ。そのことを明記すべきだ。	学童クラブの待機児童を解消するため、ねりっこクラブの拡充とともに、民間学童保育の誘致を進め、学童クラブの定員拡大に取り組んでいます。	※
33	No.3-3 児童館機 能の見直 し	「ねりっこクラブ」と児童館の機能は根本的に異なるもので「ねりっこクラブ」で代替できない。小学生の居場所としての児童館の役割を再認識し、児童館機能の充実・強化を図るべきである。	ねりっこクラブは小学生の居場所としての機能を持ちますが、児童館は、乳幼児から小中高生まで、幅広い年齢層の居場所であるとともに、交流の場としての機能の充実を図ります。ねりっこクラブで児童館の機能を代替する考えはありません。	□
34	No.3-3 児童館機 能の見直 し	児童館から小学生をしめ出すことは絶対ないと明記することが大事だ。	児童館の機能の見直しについては、中高生向け事業・乳幼児と保護者向けのサービスを充実させる計画として記載したものです。 児童館は乳幼児から小・中学生、高校生までを対象とした子どもの健全育成を担う施設です。小学生の利用を制限する考えはありません。	△
35	戦略計画 3 学童クラ ブについ て	田柄地区区民館を始めとする既存の学校外の学童クラブの温存を要望する。	すべての小学生の安全な居場所として、引き続きねりっこクラブを推進してまいります。学校外学童クラブの維持については、学童クラブの申請状況等を踏まえ適宜判断していきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
36	戦略計画3 学童クラブについて	地域包括システムの視点で、学童クラブの運営設置を含む子育て施策を検討することを要望する。	子どもの成長過程において、高齢者との交流は意義のあるものと考えます。しかし、学童クラブの需要は拡大しており、ねりっこクラブの拡充とともに、学童クラブの委託化と民間学童保育の誘致を進め、学童クラブの定員の拡大に取り組む必要があります。子どもたちと高齢者や地域との交流等については学童クラブだけでなく、児童館・地区区民館等がその役割を担うことができると考えます。	□
戦略計画4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を				
37	No.4-1 幼保小連携の推進	これは憲法26条から言って誤りだ。人間の尊い命を確立するための教育から出発すれば、子どもひとりひとりの個性と成長を大切にすべきで、行政の上から「幼保小」の連携を掲げるのは間違いだ。	小学1年生の学級において、集団行動が取れない、授業中座ってられない、話が聞けないなどの不適応が見受けられるといった、「小1問題」への対応が求められています。 就学前の生活から小学校入学後の学習や生活に順応できるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るために「幼保小連携」は行っているものです。	※
38	No.4-2 小中一貫教育の推進	小学校、中学校、それぞれ学校教育法上に定められた目的がある。それを自治体から「一貫校」として定めるのは、憲法26条、学校教育法に反している。	平成28年4月の学校教育法の施行により、学校教育制度の多様化および弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校種が加えられました。	※
39	No.4-3 英語指導の充実	英語検定料を補助することで、英語学習に対する意欲が向上するようなことが記しているが、こどもの問題意識や意欲はそんな単純なものではない。発想が貧困だ。地球規模での人々の交流を進めるところに学習意欲の原点を見いだすような書き方が必要だ。	文部科学省は生徒の英語力について、中学校卒業段階で実用英語技能検定3級程度を目安としています。進路選択にも利用できることもあります。本事業は「意欲の向上を図る」ための方法の一つであり、指導方法の工夫などにも取り組んでいきます。	※
40	No.4-4 教員の育成	憲法26条と子どもの権利条約を重視して教員の研修をすすめることを明記すべきだ。	従前より、法令および「子どもの権利条約」に則った教育を行っていますので、改めて記載する必要はないと考えます。	□

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
41	No.4-5 学校のICT環境の整備	子どもたちが長時間を過ごす学校環境での教育機器のIT化は慎重に推進すべき。教師とのコミュニケーションが減ることが心配。影響についての環境整備や時間制限などの配慮をしてほしい。	今回の学校のICT環境の整備では、大型提示装置や教員用のタブレット端末等を導入します。これにより画像や音声等を活用した説明による、分かり易い授業を行うものであり、教師とのコミュニケーション等に影響を与えるものではないと考えています。	—
42	No.4-10 区立学校の適正配置	区立学校の「適正配置」の名のもとでの、学校の統廃合は中止すべき。各地域にある学校を統廃合する施策は、何より子どもが犠牲になる。子どもの権利条約で子どもの学ぶ環境は守られるべき。そのことを明記すべきだ。	平成29年3月に定めた「練馬区学校施設管理基本計画」に基づき、児童生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていきます。	※
43	No.4-13 地域人材の活用	練馬の歴史や自然についてのカリキュラムが見落とされている。練馬のみどりと自然についての教育を、地域の人材を広く活用し進めてはどうか。	中里郷土の森やこどもの森等で、子ども向けの体験型学習を開始しました。今後も充実を図っていきます。さらに充実を図るために、みどりに係る人材育成の一つとして、体験型学習に関する担い手育成や活用について検討を進めます。	□
44	No.4-19 医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実	保育園での「受入れ体制」をつくるには、まず看護師の全園配置が必要だ。また、医療的ケアを掲げるなら、「ねりっこクラブ」ではなく、国の指針に沿った学童クラブの増設と拡充が必要だ。	医療的ケアの実施にあたっては、看護師等の人員配置に加え施設環境面の配慮が必要になります。そのため、個別の児童の状況に応じて受け入れ体制を整えていきます。 なお、練馬区の看護師配置基準(0歳児保育実施園に各1名)は、特別区においても殆どの区が取り入れている基準です。 また、学童クラブにおける医療的ケアの必要な児童の受入れについては、安全に実施するためのスペースの観点から児童館等併設学童クラブで受入れを実施しています。今後も引き続き看護師を配置し、安定的な受入れを行います。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
45	No.4-19 医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実	この計画は賛成だが、その前段階として今すぐ区立保育園全園に看護師を配置してほしい。看護師のいない保育園では、緊急時の対応を、園長、副園長が行っている状況。専門職である看護師の配置は、各園に絶対必要である。	看護師不在園については、他園の看護師や保育課看護指導担当係によりサポートしています。この体制のもと、訪問または電話等による助言や情報提供等の支援を行っており、児童が安全に過ごせる環境を確保できるよう努めています。 なお、練馬区の看護師配置基準(0歳児保育実施園に各1名)は、特別区においても殆どの区が取り入れている基準です。	※
46	No.4-20 ひとり親家庭自立応援プロジェクト	施策の前提として「こどもの貧困対策条例」を定め、基盤として、どの子どもも経済的貧困から脱する方途を示すことが必要だ。	現在、「こどもの貧困対策条例」について、制定の予定はありません。国の子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、福祉、子育て、教育分野で連携を取りながら、子どもの貧困連鎖防止に引き続き取り組んでいきます。	□
47	No.4-20 こどもの貧困対策	子どもの貧困対策にも区行政が生活支援や教育支援に積極的に取り組み、将来の地域社会のあり方への可能性を広げ、貧困による財政負担の軽減も併せて実現されることを願う。	相対的貧困率が高いひとり親家庭の自立を支えるため、今年度から「生活」「就労」「子育て」の3つの支援策をパッケージ化して各家庭に提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始しました。来年度は事業の充実に向け効果検証を行います。先行して訪問型学習支援事業を拡充します。また、経済的な理由や家庭の事情により、授業以外の学習機会に恵まれない中学校3年生への学習支援事業「中3勉強会」を充実させるほか、生活保護世帯の子どもに対する学習支援も引き続き実施していきます。	◎
48	戦略計画4 公教育の役割	教育を論じる前提として、憲法26条(国民の教育をうける権利)の保障を明記し、かつ「子どもの権利条約」を実現するうえでの公教育の役割を明記すべきだ。	従前より、法令および「子どもの権利条約」に則った教育を行っていますので、改めて記載する必要はないと考えます。	□
戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立				
49	No.5-1 地域包括支援センター再編	地域包括支援センターは全国的に評判が悪い。それは国と自治体の責任が曖昧になっているからだ。まず、国と区の責任において、住民の命にかかわる相談を行うことを明記すべきだ。	平成30年4月から、高齢者相談センターは、現在の本所・支所体制を見直し、25か所の地域包括支援センター体制に再編、全所を本所化します。圏域ごとの各センター間の調整、指導・助言を総合福祉事務所が担うことにより、区とセンターが緊密に連携して地域の高齢者を支援します。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
50	戦略計画5 健康寿命を延ばす施設の建設	健康寿命を延ばすため、運動や趣味の活動をする総合施設を作してほしい。	誰もが住み慣れた地域で元気に暮らせるため、介護予防やレクリエーション等の高齢者向け事業を総合的に提供する健康増進施設として、はつらつセンターを区内4か所に整備しています。はつらつセンターは、高齢者向け事業だけでなく、世代間交流の場としてもご利用いただいています。 その他の区の施設についても、改築や機能の転換、統合・再編、複合化を行う場合には、世代を問わず地域の住民の方々が交流できる場としての活用を進めています。 今後も地域や利用者の皆様のご意見を参考にしながら、より利用しやすい施設にまいります。	□
戦略計画6 障害者の地域生活を支援				
51	No.6-2 障害者グループホームの整備促進	都有地を活用したグループホームの整備について、併設の短期入所には、緊急時に対応できるよう枠を確保してほしい。	都有地を活用して整備を予定している短期入所は、居住を支援する機能である地域生活支援拠点の緊急時の受入れなどの事業の実施を想定しています。	○
52	No.6-2 障害者グループホームの整備促進	重度障害者グループホーム(都有地活用)を整備するに当たり、地域住民への説明・関わり方等について教してほしい。	近隣住民の中には、どのような障害のある方が入居するのか、どのような施設なのかイメージがわからないために、不安に思う方もいるようです。整備予定地は住宅地にあり、商店街や学校も近くにあり、利用者が地域の一員として生活していけるように、町会に加入するなど周囲との良好な関係を築きながら、地域とつながりを持って運営していく必要があると考えています。	—
53 54	No.6-2 障害者グループホームの整備促進	重度障害者グループホーム(都有地活用)に入居する場合、通所先の福祉園に送迎してもらうことは可能か。送迎をグループホームが行うことはできるか。 (ほか同意見1件)	入居者の通所先への送迎の有無については、整備事業者の判断となります。区立通所施設の利用者が入居する場合の送迎については、個別に相談させていただきます。	△
55 56	No.6-2 障害者グループホームの整備促進	重度障害者に対応したグループホームについて、入居を想定している重度障害者について教してほしい。 (ほか同意見1件)	対象は、食事、入浴、排せつなどに関して介護が必要な障害支援区分5、6程度の方と区分4の一部の方を想定しています。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
57 58	No.6-2 障害者グループホームの整備促進	重度障害者に対応したグループホームの整備数について、27室程度の根拠を示してほしい。 (ほか同意見1件)	整備数については、平成28年度に実施した障害者の住まい方に関する調査の結果および民間事業者の整備予定等を踏まえて計画期間での整備数を算定しています。	—
59	No.6-2 障害者グループホームの整備促進	北町と石神井町に開設する予定の重度障害者に対応したグループホームについて、障害の種類や程度による入居者条件の違い等はあるのか教えてほしい。	グループホームは、事業者と利用者の契約に基づき利用していただくこととなります。対象は、障害支援区分5、6程度の方と区分4の一部の方を想定しています。	—
60	No.6-3 高野台運動場用地における福祉園の誘致	高野台運動場用地における福祉園整備の際には、通所時間内に入浴サービスが受けられる施設にしてほしい。	在宅生活において、入浴サービスが重要であることは認識しています。ご要望を整備事業者に伝えます。	△
61	No.6-3 高野台運動場用地における福祉園の誘致	高野台運動場用地における福祉園の整備について、施設整備やサービスに関する要望が反映されるよう、協議の場の設置や意見集約に関するプロジェクトの立ち上げについて検討できないか。	高野台運動場用地に整備する生活介護事業所(福祉園)について、福祉園等を利用している方へ整備等に関するアンケートを実施します。いただいたご意見は、整備事業者へ情報提供します。	□
62	No.6-3 高野台運動場用地における福祉園の誘致	区立福祉園の送迎バスについて、路線の複雑化、乗車時間の長時間化を解消する必要がある。高野台運動場用地において福祉園を整備するタイミングで、在園者を含めた移籍等の対応について、明確に示すべきなのではないか。	障害の重度化や災害時の対応等を考慮し、近隣の福祉園へ通所できるよう入所調整等において配慮しています。高野台運動場用地に施設を整備する際は、在園者の通所の状況を踏まえて、対応を検討していきます。	△
63	No.6-3 北町2丁目の地域生活支援拠点施設について	北町2丁目に建設予定の地域生活支援施設(重度障害者グループホーム、ショートステイ)について、24時間いかなる緊急事態にも対応できる施設として早期開設を要望する。	北町2丁目に整備する地域生活支援拠点の緊急時の受入れ・対応は、介護が必要な方の介護者が急病等になった場合を想定しています。緊急事態の内容により、関係機関へ連絡するなど適切な対応がとれるよう検討します。 なお、早期に開設できるよう事業者の選定や事業者への支援を行います。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
64	No.6-5 医療的ケアを必要とする子どもへの支援	知的障害は重度ではないが、医療的ケアが必要な子どもが通所できる施設を充実させてほしい。	心身障害者福祉センターの一部スペースを活用し、重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児の発達支援のための児童発達支援事業所を開設する予定です。 また、区立保育園や学校・学童クラブにおいて、たんの吸引・経管栄養・導尿の医療的ケアを安全に実施できる児童を対象に医療的ケアを実施します。	○
戦略計画7 病床の確保と在宅療養ネットワークの構築				
65	No.7-2 練馬光が丘病院の移転	知的障害者が入院する場合、受け入れ先が少ないことに加え、付き添いが必要なことや声を出してしまうなどの点から、個室を勧められることが多く、費用の面でも厳しい。 光が丘病院の移転の際には、安心して入院できる部屋の確保と個室料の免除をお願いしたい。	練馬光が丘病院は、区と運営主体である公益社団法人地域医療振興協会が協定を結び、区の中核的病院として運営をしています。練馬光が丘病院への入院に係るご意見ですので、運営主体にもをお伝えします。 区では、障害の理解を深めるため医療関係者等に対して研修を実施するなど、障害のある方が身近な地域で適切な医療を受診しやすいよう取り組んでいます。 なお、現在、障害者のみが入院できる部屋の確保や個室料の補助等は予定していません。	※
戦略計画9 鉄道、道路などインフラの整備				
66	No.9-2 大江戸線延伸地域のまちづくり	大江戸線の新駅周辺の農地等を大幅に減少させないまちづくりを進めてほしい。	新駅予定地周辺は、新たな生活拠点として、都市生活を支えるサービス施設等の立地が必要です。また、延伸地域には多くの農地が存在するなど、豊かなみどりは地域の特色であります。 現在、大泉学園町地区では、まちづくり協議会を開催し、地域の方々とともに延伸を見据えたまちづくりについて、話し合いを行っています。引き続き、皆様とともに、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
67	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	外環の2の整備について。半世紀以上前に計画された大型道路をその後の地域の変化を全く考慮せずに建設を強行すること、地域住民の意見を聞くこともなく、静かな住宅街やこどものあそび場を壊して建設することが民主的な行政の在り方なのか。せめて外環本道だけにしてほしい。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画においても、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認した上で、外環の2を含む優先整備路線を選定しました。外環の2は、南北方向の交通を担うことにより道路ネットワークを形成し、交通混雑の緩和や災害時の活動経路確保などに資する路線であることから、区は早期整備を求めています。 事業に際しては、事業地域の方々への説明や意見を伺いながら進めていくよう、東京都に要請していきます。	※
68	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	大型道路(外環の2)ができることに大反対である。区や東京都は、道路在りきで事を進めるのか。このあたりは閑静で落ち着いた住宅地であり、今更「まちづくり」と言われても、住人にとっては迷惑である。行政の独断で決定するのではなく、住民の声をよく聞き、きちんと説明し、慎重に事を運んでほしい。		※
69	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	区民が暮らしている住宅地と自然を破壊する道路開発の政策は中止し、区民の暮らしと環境を守る立場から道路開発について住民との話し合いを開始すべきだ。		※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
70	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	「外環の2」や青梅街道ICを前提としたまちづくり計画を見直してほしい。町内会や自治会を窓口とするやり方をやめてほしい。石神井公園駅周辺の環境、大気汚染、騒音、交通事故が心配。「道路でみどりを作る」という考えは本末転倒である。	<p>外環の2は、南北交通の円滑化に資するとともに、快適な都市環境の創出や災害時の活動経路確保など、環境面、防災面からも重要な都市計画道路であり、区は早期整備を求めています。また、青梅街道インターチェンジは、大泉インターチェンジ付近の混雑緩和や生活道路への車両の流入を抑制するなど、区内の交通問題の解決にも資するものであり、その設置が必要と考えています。これらの整備を契機に沿道のまちづくりも進めていく必要があり、地域の住民の方々のご意見を伺いながら検討を進めていきます。</p> <p>東京都が平成26年6月に取りまとめた「これまでの検討の総括」では、外環の2を整備した場合も大気質等の環境基準は達成するものとしています。道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていくよう、東京都に要請していきます。</p>	※
71	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	外環の2の整備について。車両の移動台数は過去に比べて減少しており、地上部の外環道路は不要である。住民を退居させ、排ガス、騒音、振動をまき散らす道路は必要ない。粗方の車両は通過車両であり、地下の本線で足りる。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画においても、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認した上で、外環の2を含む優先整備路線を選定しました。外環の2は、南北方向の交通を担うことにより道路ネットワークを形成し、交通混雑の緩和や災害時の活動経路確保などに資する路線であることから、区は早期整備を求めています。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
72	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	外環の2は即時工事を中断し、住環境に資するような緑地、あるいは緑地+歩行者専用道路等の環境施設に切り替えるべきである。外環が環境問題から地中化に変更された後に、都市計画手続きの不備を無視して強引に道路作りを進めることは地下化の努力を無にするものである。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画においても、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認した上で、外環の2を含む優先整備路線を選定しました。外環の2は、南北方向の交通を担うことにより道路ネットワークを形成し、交通混雑の緩和や災害時の活動経路確保などに資する路線であることから、区は早期整備を求めています。 事業に際しては、地域の方々への説明や意見を伺いながら進めることや、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていくことなど、東京都に要請していきます。 また外環の2の整備を契機に沿道のまちづくりも検討していく必要があります。今後、地域の方々のご意見を伺いながら検討を進めていきます。	※
73	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	「外環の2沿道(前原交差点～新青梅街道間)」の31年度目標が「まちづくり計画の区域指定」となっている。区域指定の前提となる、地域住民の合意形成のための調整や協議などが行われていない。道路建設を前提にした「区域の指定」を目標とすること、「早期整備を都に働きかける」ことに反対する。	外環の2は、南北交通の円滑化に資するとともに、快適な都市環境の創出や災害時の活動経路確保など、環境面、防災面からも重要な都市計画道路であり、区は早期整備を求めています。外環の2の整備を契機に沿道のまちづくりも進めていく必要があり、区域の指定に当たっては、地域の方々のご意見を伺いながら検討を進めていきます。	※
74	No.9-3 (11-2) 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	「外環の2」により自然、景観、水、動植物への影響が心配される。上石神井駅周辺の整備にからめて「外環の2」を通すのはやめてほしい。一部の町内会、自治会の役員だけの声を聞くのをやめてほしい。	東京都が平成26年6月に取りまとめた「これまでの検討の総括」では、外環の2を整備した場合も大気質等の環境基準は達成するものとしています。 上石神井駅周辺では、南北の都市計画道路が未整備のため、狭い商店街通りに、バスや車、歩行者などが錯綜しています。この課題を解決するためには、外環の2の整備が不可欠であると考えます。 事業に際しては、事業地域の方々への説明や意見を伺いながら進めていくよう、東京都に要請していきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
75	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	外環道青梅街道IC周辺地区のまちづくりについて。前のアクションプランに記載された取組計画を無視して、検討が進められている。手続き上瑕疵があり認められない。素案のこの部分を破棄・撤回をすべきである。	外環道青梅街道IC周辺地区のまちづくりは、外環道や外環の2の事業進捗に合わせて進めていく必要があります。今後、適切な時期に地域の方々のご意見を伺いながら重点まちづくり計画の検討を進めていきます。	※
76	No.9-3 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	外環本道の延長工事について、近隣の環境・住民に及ぼす影響について、改めて詳細な環境アセスメント調査を行う必要があると考える。また、国の「八の釜憩いの森の保全方針」の実現について、区はどのように対応するのか。	外環の計画に対しては、法令に基づく環境影響評価が適切に実施されており、水循環、動物等への影響は小さく、環境基準を満たすとされています。 国は、外環によって失われるみどりの量と同程度以上のみどりの回復を図ることとし、「八の釜憩いの森保全措置方針」を策定しました。区はこの方針の確実な履行を国等事業者に対し求めていきます。	△
77	No.9-4 放射35号線沿道地区のまちづくり	放射35号線の計画廃止を求める。北から南への物流のための産業道路であり、住宅地の中を多くの大型車の通行が予想され、その性格から最もふさわしくない道路である。	放射35号線は、埼玉県と連絡する広域的な骨格幹線道路です。平成28年3月に策定した第四次事業化計画では、交通処理機能の確保等による必要性を確認するとともに、骨格幹線道路網の形成の観点から東京都の優先整備路線として選定されました。区においても、広域的な道路ネットワークを形成する放射35号線の整備は、東部地域の南北交通の円滑化などにおいて必要な道路と考えています。	※
78	No.9-5 都市計画道路の整備 (①補助132号線Ⅲ期)	補助132号線Ⅲ期の「設計・整備」について。街路灯・街路樹の選定、自転車通行帯の設置及び標示に関して十分に住民の意向を調査してから決定してほしい。事業の仕上げ段階であるので充分慎重に配慮してほしい。また、道路に名称がないのは不便であるので地域にふさわしい名前を選定してほしい。	(1)街路灯について 石神井公園駅南口駅前広場や補助232号線との連続性・統一性を考慮して、これらと同様のものを設置していきます。(一部区間では既に設置済みとなっています。) (2)街路樹について この路線の富士街道～大泉街道の区間(光和小学校東側)と同様の樹種(河津桜)を植樹することとしています。 (3)自転車通行帯の整備について 交通管理者(警察)との協議で設置計画が確定しています。 (4)道路の名称について 全線開通時に地元等の意見を集約し、対応していきます。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
79	No.9-5 都市計画道路の整備(①補助132号線Ⅲ期)	当団体が保全の要望を行った庭園等について、区の対応がなされていない。	ご要望の内容については、個人資産の情報にかかわる事項であることから、区では回答できません。	※
80	No.9-5 都市計画道路の整備(②補助135号線および補助232号線)	計画が近隣の環境・住民に及ぼす影響について、改めて詳細な環境アセスメント調査を行う必要があると考える。	当該事業は、都が定める環境アセスメントの対象事業に該当しないため行う予定はありませんが、事業実施の段階では、環境への配慮に努めていきます。	※
81	No.9-5 都市計画道路の整備(②補助135号線および補助232号線)	ふるさと憩いの森等樹林の保全措置の対応について、明らかにする必要がある。	事業化に向けた検討の段階で、地域のご意見等伺いながら、保全と新たなみどりの創出について必要な検討を行います。	△
82	No.9-5 都市計画道路の整備(②補助135号線および補助232号線)	有識者委員会について、委員会の公開もしくは、議事録を公表してほしい。正確な事実を基に中間報告の道路建設は必要という見解を再検討し撤回してほしい。有識者委員会と区民の意見交換の場を作ってほしい。住民との合意が得られない場合は、この計画を凍結してほしい。 また、学芸大通りとロードふじみの拡張整備を先行してほしい。	有識者委員会は、原則公開で行っていますが、個人に関する情報等を扱う場合は非公開としています。 中間報告は、事実に基づく資料により公平・中立に検討いただいた結果と認識しています。 有識者委員会は、専門的な立場での検討を依頼しています。委員会で示された助言・提言をもとに、区の取り組み方針を定め、地域の皆様との意見交換をしながら、整備計画を策定していきます。 学芸大通りは生活道路として地区内交通を処理する道路と位置付けているため、通過交通の改善など地域の抜本的な課題解決のためには、都市計画道路の整備を優先させるべきと考えています。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
83	No.9-5 都市計画 道路の整備 (⑤補助 232号線 I-2期)	29年度末の現況に「関係機関調整」とあるが、なぜこうなったのか。計画を白紙に戻せないか。	補助232号線 I-2期は、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業で整備予定の東区間と街路事業で整備予定の西区間とを一体で、富士街道、補助232号線 I-1期へとつながる道路として整備する必要があります。現在、再開発事業の動向を見計らいながら、関係機関と調整を図っています。 今後も早期の事業化に向け取り組んでいきます。	※
84	No.9-5 都市計画 道路の整備 (⑤補助 232号線 I-2期)	補助232号線 I-2期の「調整」について。池袋駅東口や東京駅丸の内側のように、人が集まる駅直近は自動車交通よりも歩行者に譲る方が快適であり、時代の要請である。練馬区の「歩いて楽しめるまちづくり」に住民も共感している。今回の変更で「調整」となったが、「取り止め」が正しい判断である。	補助232号線 I-2期は、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業で整備予定の東区間と街路事業で整備予定の西区間とを一体で、富士街道、補助232号線 I-1期へとつながる道路として整備する必要があります。現在、再開発事業の動向を見計らいながら、関係機関と調整を図っています。 今後も駅前に相応しい安全で快適な歩行者空間を備えた道路を再開発事業と連携して整備していきます。	※
85	No.9-5 都市計画 道路の整備 (⑤補助 232号線 I-2期)	都市計画道路の廃止を含めて見直すべきである。前アクションプランと比較して、今回計画では「30、31年度で調整」と丁寧に進める姿勢が感じられるのは評価できるが、凍結及びその先の廃止を含めて見直すことを求める。	補助232号線 I-2期は、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業で整備予定の東区間と街路事業で整備予定の西区間とを一体で、富士街道、補助232号線 I-1期へとつながる道路として整備する必要があります。現在、再開発事業の動向を見計らいながら、関係機関と調整を図っています。 今後も早期の事業化に向け取り組んでいきます。	※
86	No.9-5 都市計画 道路の整備 (⑤補助 232号線 I-2期)	現在、補助232号線および補助132号線の整備が進んでいるが、補助幹線道路232号線の南口駅前広場から富士街道間も早急に事業に着手してほしい。	補助232号線 I-2期は、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業で整備予定の東区間と街路事業で整備予定の西区間とを一体で、富士街道、補助232号線 I-1期へとつながる道路として整備する必要があります。 今後も再開発事業と連携を図り、早期の事業化に向け取り組んでいきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
87	No.9-5 都市計画道路の整備	練馬区の将来を展望して、何よりもお金を使うべき先は、教育や保育など未来を担う子供たちへの投資だ。道路開発より、未来を担う子ども達への投資を優先する施策に転換すべきだ。	区の平成29年度予算では、福祉・医療や子ども・教育に関する経費は、予算全体の67%を占め、道路整備の経費は全体のわずか1%です。 都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠なものと考えています。	—
88	No.9-5 都市計画道路の整備	補助135号線の計画廃止を求める。平行する学大通りを整備することで135号線は不要となる。	大泉学園駅南側の地域では、都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき車両が学芸大通り等に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。地域の課題の抜本的な解決のためにも都市計画道路の整備は必要であると考えています。	※
89	No.9-5 都市計画道路の整備と環境への影響	一般に、新しく道路ができるとみどりが失われるため、現在緑被率の高い区西部・北部の整備は最小限に抑えるのが望ましい。環8のような幹線道路の整備は反対ではないが、補助〇〇号線のような都市計画道路の必要性、環境に与える影響を見直すべき。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。環8などの骨格幹線道路と、それを補完する補助線街路によって東京全体のネットワークは形成されるものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠なものと考えています。 道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。また道路整備をしていくことで、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化するなど、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
90	No.9-5 都市計画道路の整備と環境への影響	道路整備と関連して開発される沿道によって、失われるみどりを推計しているのか。	道路の新設による沿道開発を原因とするみどりの減少量を推定することは困難です。都市計画道路の沿道は中高層住宅が建つことが想定されますが、ここ10年間、中高層住宅地域の緑被率は低層住宅地域よりも高い状況にあります。道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。また道路整備をしていくことで、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化するなど、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。	—
91	No.9-6 西武新宿線の立体化	西武新宿線の立体化は長いこと計画されてきたと思うが一向に進展が無いように見られる。関係団体と連携し、期日を示して立体化に向けて取り組んでほしい。	西武新宿線の練馬区内全区間を含む、井荻駅から東伏見駅付近について、東京都は、現在、連続立体交差事業を新規に着工を準備する区間に位置づけ、構造形式や施工方法について検討を進めています。区では、事業主体である東京都や鉄道事業者等と連携し、鉄道立体化の早期事業化に向けて取り組んでいきます。	○
戦略計画10 災害に強い安全なまちづくり				
92	No.10-3 無電柱化の推進	土支田通りは、バス通りなのに道が狭い。電柱をなくして電線を地中に埋めた方がよい。小学生は道が危険なため遠回りして学校に通っている。近くに駅ができるので、電線を地中に埋め、住民を安心させるべきである。	土支田通りは都道となりますので、管理している東京都にご意見の趣旨を伝えます。	—
93	No.10-3 無電柱化の推進	無電柱化の推進は中止し、練馬区の将来を見通して、子供たちにお金を使う区政に転換すべきだ。	道路上の電柱と電線は、震災が起きた際には倒壊し避難や救急活動の大きな障害になることが、過去の事例からも明らかであることから、無電柱化の推進は必要不可欠です。事業化にあたっては、国費や都費といった財源の確保に努めて区の負担分を最小限にします。	※
94	No.10-4 住宅密集地域の緑地	現在の住宅密集地などは、再整備し、緑地を増やしてほしい。	密集住宅市街地整備促進事業により防災性の向上と良好な住環境を確保するため、公園・緑地等の整備を進めています。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
95	No.10-9 防犯カメラの設置	必要な場所に防犯カメラが設置するために、計画「東京(日本)で最も安全な、安心なまち練馬」を計画策定することを提案する。 設置場所について町内会の希望も取り入れるとともに、町内会に費用の一部を負担させて、早期に着手すべきと考える。	区では、自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会などの地域団体に対する防犯カメラ設置補助事業を実施しています。 この事業においては、設置補助を希望する団体が、警察署等との協議のもと、設置場所を決定しています。また、設置の費用についても、一定の割合で設置補助を希望する団体が負担をしています。	○
戦略計画11 地域生活を支える駅周辺のまちづくり				
96	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口西地区の再開発事業について、早急な決定と事業着手してもらいたい。 意見の集約や合意形成についてももう少しすぎるぐらいの活動がなされてきていると感じているので、練馬区は強いリーダーシップを持って事業着手にむけての手続きを確実に素早く進めていただきたい。	市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める手法です。 地域の皆様に、事業の意義や効果についてのご理解や、計画についてのご意見を頂きながら、事業を進めていきます。	△
97	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南側西地区市街地再開発事業の「合意形成活動」について。地域にふさわしいかどうか大変疑わしい計画である。地域住民が望んでいないことは明らか。地区計画という都市計画を変更してまでして進める価値はない。事業を否定する合意形成は相当進んでいる。		※
98	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	石神井公園駅南口駅前の商店街は、バスと自転車が交錯し危険な状態にあり、魅力的な個店が少なく寂しい。都市計画道路の整備と一体的に駅南口の再開発を早期に実現し、安全・快適でにぎわいのある駅前空間を整備してほしい。		△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
99	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	石神井公園駅南口は、バス通りだが歩道もない狭い道路で危険。早期の道路整備を実現すべき。時間をかけ理解を求めても難しくなるばかりである。	市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める手法です。 地域の皆様に、事業の意義や効果についてのご理解や、計画についてのご意見を頂きながら、事業を進めていきます。	△
100	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	再開発の検討エリアの建物は、昭和41年の都市計画道路の都市計画決定による制限のため、更新がままならない。スケジュールが遅れており困っている。一日も早く再開発事業の都市計画決定を進めてほしい。		△
101	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	駅南口は整備が遅れている。公園以外に他所から多くの人を訪れたい魅力的な街に変わるよう、再開発を一日も早く進めてほしい。		△
102	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	再開発の検討エリアは、建物も古く整備が遅れている。一日も早く再開発事業の都市計画決定を進めてほしい。		△
103	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	石神井のまちが良くなるためと思い、用地買収に協力したが、今回のアクションプラン素案では、前回のアクションプランから進捗目標が後退していて大変憂慮している。大多数の権利者は再開発に賛成している。少数の反対者のために町全体の利益が損なわれることがあってはならない。一日も早く計画を進めてほしい。		△

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
104	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	再開発の検討エリアは、都市計画道路の都市計画決定による建築制限のため、建物の機能更新が遅れ、老朽化が進んでいる。巨大地震等による建物倒壊、火災延焼が心配である。新アクションプラン素案では、平成30年度の取組が「合意形成活動」のみとなり、再開発が早期に進捗できるか大変憂慮している。	市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める手法です。 地域の皆様に、事業の意義や効果についてのご理解や、計画についてのご意見を頂きながら、事業を進めていきます。	△
105	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	所有する店舗が都市計画道路232号線にかかっており、建築制限をかけられた状態で建て替えもできず、困っている。補助232号線の整備にあわせた再開発事業の施行支援を強く要望する。		○
106	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口駅前には、狭い道路にバスが行き来し、大変危険な状況にある。再開発を行い、建物を共同化することで、安全で快適な歩行者空間を確保できる。再開発を実施し、安全なまちづくりを望む。		○
107	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	駅南口の再開発の検討エリアは、都市計画道路の都市計画決定による建築制限のため、建物が老朽化している。商店街はバスと自転車が交錯し、危険な状態にあり、また、魅力的な個店が少ない。再開発エリアの権利者の大多数(9割以上)は、再開発の早期実現を切望している。		△
108	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	現在の南口一帯の土地利用については、「駅前にふさわしくない」との認識があるようだが、何でもかんでも大型化・超高層化すればよいというものではない。まちには歴史やそれぞれの暮らしがある。開発にあたっては丁寧に全員の納得のもとに進めるべきところを、区が開発の後押ししており、進め方が強引である。地権者の権利を制限する市街地再開発事業ではなく、民間による建て替えや自主的な共同化による丁寧なまちづくりを第一とすべきである。		※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
109	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口西地区市街地再開発事業について。30年度、31年度と続いて「合意形成活動」となっている。具体性が見えず、単に2年間停滞しますという事を現時点で行政として是認しているようにみえる。行政として腰が引けているのではという印象を受ける。	まちづくりの具体化には、権利者や地域の皆様のご理解やご協力が不可欠です。今後も事業化に向けて、説明会などを通じて丁寧な説明を行い、合意形成を図っていきます。	—
110	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	3年前、駅前に突然新設道路と再開発ビル建設に関する横断幕がかかりびっくりした。なんの情報提供や説明もされず、計画が進められていたことにおどろいたが、「30・31年度」に「合意形成活動」とあり、区民の声を聞いて進める方針になって良かったと思った。今後も中立で公明公正な姿勢を貫いてほしい。		○
111	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	石神井公園駅南西口の都市計画道路、超高層開発ビル事業について、今回のアクションプランでは、30・31年度の取組として「調整」「合意形成活動」と記されており、地域住民との合意形成に配慮したことを高く評価する。石神井公園の緑、自然、景観を壊されることのないよう、見直しと再考をお願いしたい。		—
112	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	石神井公園駅南西地区に計画されている再開発事業について、アクションプランでは、ここ数年は合意形成の期間とされたことを評価する。道路であれ建物であれ、権利者の合意があって計画が成り立つものである。計画の見直しとアクションプラン素案の誠実な実行に期待する。		—
113	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	石神井公園駅前の再開発事業計画について、アクションプランの30・31年度の取組が「合意形成活動」とされており、公平中立な立場に期待する一方で、「再開発事業の施行を支援します」との記載もある。石神井公園で暮らす人々の意思意向を無視した手法でまちづくりを強引に進めることはやめてほしい。		○

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
114	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	アクションプランでは、石神井公園駅南西口再開発事業に「合意形成活動」と記載されている。性急に事を進めることなく、住民との丁寧な対話による合意形成の道を探りつつ、石神井ならではの良さを後の世代にまで残せるような計画にしてほしい。	まちづくりの具体化には、権利者や地域の皆様のご理解やご協力が不可欠です。今後も事業化に向けて、説明会などを通じて丁寧な説明を行い、合意形成を図っていきます。	○
115	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	再開発事業により、神社が奥まった場所から、人々が参拝しやすい場所で立派に再建されることを望む。	今回再開発を検討している区域内にある神社は、歴史もあり、地域に根差した神社であると認識しています。こうした点を踏まえ、計画策定に際しては、施行者を適切に指導していきます。	△
116	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	再開発事業により神社の再興を図ることと望んでいる。一日も早く再開発を進めてほしい。		△
117	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	「商店街通りの整備」について。電線類地中化などは大変意義のある事業である。自動車交通の一方通行化と合わせて考えてほしい。役所の押し付けでなく地域住民の意見に耳を傾け、工夫を取り入れてほしい。	電線類の地中化については、地域の皆様のご協力が不可欠です。今後も、地域の皆様のご理解とご協力を頂きながら、商店街通りの整備について、検討していきます。	△
118	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	無電柱化もまちづくりの一部である。駅から石神井公園に至る街並みの整備やまちづくりについて、無電柱化を契機に多くの関係者が関心をもち、行政と商店街と市民が協働するきっかけとなるようにしてほしい。		○
119	No.11-1 (13-3) 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	老舗の商店主から以下の声を聞いた。「商店街と区とで協議して作成した地区計画に反して、駅前に高層ビルが建った。商店街の方々は犠牲を払ってセットバックすることで区に協力してきたが、今度は、石神井の南口に大規模な道路や再開発で街を分断しようとしている。私はセットバックも含め協力したくない。」 区は、このような声をどう受け止めるのか。	市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める手法です。再開発事業によるまちづくりは、「土地の高度利用の促進」や「商業施設の集積」等を目標とする、当地区の地区計画とも、趣旨を同じくするものです。 引き続き、事業化に向けて、合意形成に取り組めます。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
120	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	都市計画道路補助232号線の整備における神社の境内地縮小に鑑み、再開発事業を推進して、神社を再び建立できるようにすると共に、商店街を活性化してほしい。	今回再開発を検討している区域内にある神社は、歴史もあり、地域に根差した神社であると認識しています。こうした点を踏まえ、計画策定に際しては、施行者を適切に指導していきます。 商店街については、地域の皆様のご理解とご協力を頂きながら、街並み整備の検討に取り組みます。	△
121	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口駅前には、狭い道路にバスが頻繁に行き来し、大変危険な状態。都市計画道路を造り車の流れを変え、再開発により、安全で快適な歩行者空間を確保し、安全なまちづくりをお願いします。	石神井公園駅周辺では、都市計画道路の整備により、道路ネットワークが形成され、交通が円滑化するとともに、歩道の設置により、安全・安心な歩行空間を確保します。 今後も丁寧な説明を続けながら、事業を進めていきます。	○
122	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	補助132号線沿道周辺地区について。「地区計画変更決定」について、住民との合意形成の具体化、決定過程を教えてください。	権利者や地域の皆様と、説明会や個別説明等を通じて、まちの将来像を共有しながら、地域に相応しい地区計画を取りまとめしていきます。	—
123	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	補助132号線沿道周辺地区について。沿道周辺地区の住民とまちづくりのルールを見直すことには賛成するが、これを機会に現在高さ制限が適用されている隣接地区の規定の見直しは行うことがないようにしてほしい。	補助132号線沿道地区では、緑豊かな街並みを形成し、防災性、快適性の高い良好な住環境を目指すことが地区計画の目標です。駅前商業地区では、土地の高度利用や商業施設の集積を促進し、道路網の整備を進め地域拠点としての機能を高めることが目標です。これらの目標を見据え、それぞれの地区にふさわしいまちづくりのルールを検討します。	—
124	No.11-1 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	上石神井駅周辺のまちづくりでは、区が主体となって事業計画を進める姿勢が見られる。一方、石神井公園駅の南口西地区市街地再開発事業では、「施行を支援する」とあり協力的な立ち位置にあると感じる。二つの地区の役割、取組姿勢が異なることを示唆しているのか。	上石神井駅周辺では、鉄道立体化を見据えた都市計画道路および駅前広場の整備にあわせて、駅周辺のまちづくりの検討を地域の方々と進めています。石神井公園駅周辺についても、上石神井と同様、地域の方々と協議を経て「まちづくり全体構想」を策定しました。構想に基づき、特定の地区の権利者が、民間施行の再開発事業を検討していることから、区としても、事業の施行を支援しているものです。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
125	No.11-2 上石神井駅周辺地区のまちづくり	外環の2の開発とセットでの「まちづくり」計画は中止し、住民とよく話し合い、福祉と教育が輝くまちづくり計画に転換すべきだ。	上石神井駅周辺では、南北の都市計画道路が未整備のため、狭い商店街通りに、バスや車、歩行者などが錯綜しています。この課題を解決するためには、外環の2の整備が不可欠であると考えます。また外環の2の整備を契機に沿道のまちづくりも進めていく必要があります。 上石神井駅周辺のまちづくりについては、商店会や町会の代表者で構成するまちづくり協議会や、オープンハウスなど様々な参加の場を通して、地域の方々のご意見を伺っています。今後も地域の方々や地域拠点にふさわしいまちづくりを進めていきます。	※
126	No.11-2 上石神井駅周辺地区のまちづくり	上石神井駅付近の高架化を計画し、駅西側に駅前広場を設けてほしい。通勤通学時の一般車両の進入規制、駅前広場の拡充を主体として、一方通行路の必要最小限の拡充で対処できるはずである。	上石神井駅を含む、井荻駅から東伏見駅付近は、平成28年に鉄道の連続立体交差事業の準備中區間に位置付けられました。現在、東京都が構造形式や施工方法について検討を進めています。 また上石神井駅周辺では、南北の都市計画道路が未整備であることや、バスやタクシー利用者の乗場スペースが十分ではないため、狭い商店街通りや駅前において、バスや車、歩行者などが錯綜しています。この課題を解決するためには、外環の2の整備と鉄道立体化に併せた駅前広場の整備が不可欠であると考えます。	※
127	No.11-3 武蔵関駅周辺地区のまちづくり	道路開発・道路拡張ありきの計画は中止し、住民とよく話し合い、福祉と教育が輝く計画に変える必要がある。	都市計画道路は、区の実現に欠くことのできない最も基本的な都市インフラです。道路ネットワークの形成による交通の円滑化だけでなく、災害時の交通の確保や豊かなみどりの創出など、区民生活を支える多様な機能を担っており、着実に整備していくことが必要です。 武蔵関駅周辺のまちづくりについては、都市計画道路や駅前広場の整備を推進し、商店街の安全な歩行空間の確保や街なみのルールの検討を進めていきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
128	No.11-4 上井草駅 周辺地区 のまちづくり	道路開発・道路拡張ありきの計画は中止し、住民とよく話し合い、福祉と教育が輝く計画に変える必要がある。	都市計画道路は、区の発展に欠くことのできない最も基本的な都市インフラです。道路ネットワークの形成による交通の円滑化だけでなく、災害時の交通の確保や豊かなみどりの創出など、区民生活を支える多様な機能を担っており、着実に整備していく必要があります。 上井草駅周辺のまちづくりについては、商店街の安全な歩行空間の確保や街なみのルールの検討を進めていきます。	※
129	No.11-6 駅における2ルート目のバリアフリー化された経路の確保	今回、この項目が追加されたことに感謝する。小竹向原駅については、先行して改札階から出口までのエレベーター設置を早急実現してほしい。	小竹向原駅における2ルート目のバリアフリー化された経路の整備について調査・検討を行うとともに、鉄道事業者と協議を進めていきます。	○
130	戦略計画11 都市計画の在り方	道路ができ、駅が作り直されると、その近辺には再開発によりタワーマンションが乱立する。高層階に住む高齢住民への救急車や消防車の対応は想定しているのか。発想を切り替え、大型高層マンションを作らせない政策に舵をきるべき。	駅前地区や沿道地区は、利便性を活かした、土地の有効利用が必要です。高層建築物については、建築基準法に定められた、防火避難規定等に則り、建設されます。	※
戦略計画13 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり				
131	No.13-2 企業活動の活性化	何よりも練馬区に所在する法人やNPOを支援するための施策であらねばならない。東京の中心部に本社を置く企業の活動を応援する施策にならないように明記すべきだ。練馬区の地場産業の活性化のための施策とすべきだ。	区の産業振興施策は、これまでも区内の中小企業を支援することを目的に行ってきました。今後も、区内産業の振興と地域経済の活性化に取り組んでいきます。	□
戦略計画14 農の生きるまち練馬				
132	No.14-1 農業の法人化	農家の後継者不足に対応するために、新しい都市型農業経営の選択肢として農の法人化を積極的に後押ししてはどうか。	現在、生産緑地の貸借を円滑化する制度改正が国により検討されています。今後、国の動向を注視していきます。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
133	No.14-3 都市農地の保全に向けた取組の推進	2022年までは、税制による庇護の元、維持されている生産緑地が、その後、宅地に転用されることなく、特別な配慮の継続を強く希望する。	平成29年に生産緑地法が改正され、生産緑地の買取申出開始時期を10年間延長する「特定生産緑地制度」が創設されました。これにより平成34年(2022年)以降も引き続き税制優遇が受けられる見込みです。 区は、農業者や関係機関に制度内容の周知を行っていくとともに、特定生産緑地の指定推進に取り組んでいきます。	◎
134	No.14-3 都市農地の保全に向けた取組の推進	練馬区の最大の長所は住宅地と農地がバランスよく共存している点にある。生産緑地の指定解除の動きが顕在化する「2022年問題」に対し、区は保全策を打ち立て、現在より踏み込んだ形で取り組んで取組を進める必要がある。都市農地の効果、効能の多様性を考慮し、区民を挙げて保全に努めるべきと考える。		◎
135	No.14-3 都市農地の保全に向けた取組	「農業地域(あるいは生産緑地)保全地区」を指定して、農地の宅地への転用を制限するような取組はできないか。	地区の指定をはじめとした面的な制限については、私権の制限との関係で農地所有者との合意形成が重要になります。現時点では、特定生産緑地制度の指定推進等を通じて農地保全に取り組んでいきます。	□
戦略計画15 みどりあふれるまちづくり				
136	No.15-1 朝霞駐屯地の防衛省施設の建設	朝霞駐屯地の防衛省施設の建設について。防衛省が、保全が必要な樹木を伐採して、朝霞駐屯地に施設を建設したことは違法ではないか。	既存樹木の伐採については、みどりを愛し守りはぐくむ条例および風致地区条例に基づき、適切に手続きが行われています。 なお、風致地区条例に基づき、風致の維持を図るため、伐採の届出等があった本数以上に代替の樹木を植える計画となっています。	—
137	No.15-1 新たなみどり施策の展開	長期的展望に基づき、今後2年間の施策を検討してほしい。	現在に受け継がれた貴重なみどりを区民とともに守り育て未来へつないでいくことを目標として施策を検討しています。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
138	No.15-1 緑被率の低下	みどりの実態調査と分析を、高く評価する。今回のアクションプランにおいても、引き続き緑被率を30%にすることを目標にすべきである。	緑被率30%は、練馬区みどりの基本計画で示している目標です。基本計画策定から10年を経たことから、現在、改定に向け、みどりの総量だけではなく、質や機能にも着目した検討を進めています。	—
139	No.15-1 生物多様性地域戦略	国や自治体等で策定が進んでいる「生物多様性地域戦略」を、練馬区でも検討してほしい。	練馬区環境基本計画では、生物多様性に関する理解を深めることを基本施策としており、中里郷土の森等で理解促進に向けた事業を実施しています。現在、改定作業中のみどりの基本計画では、生物多様性に関する方針を位置づける方向で検討を進めています。地域戦略を独立して定める予定はありません。	□
140	No.15-1 みどりの実態調査	みどりの実態調査を区民参加で実施してほしい。自然の経年変化も把握できる。	みどりの実態調査は5年ごとに実施しており、今後も継続して実施します。また、10年前から区民参加型の生き物調査を開始しました。よりよい調査内容になるよう見直しを図りながら、今後も区民参加を進めます。	□
141	No.15-2 落ち葉の堆肥化	落ち葉の堆肥化の仕組みをつくってほしい。	練馬区みどりの区民会議から同様の提案を受けています。東日本大震災の後、国・都の規制により、現在事業を停止しています。今度、国・都の動向をみながら、再開を検討します。	△
142	No.15-2 みどりのネットワーク形成	みどりのネットワークは、生き物にとっても重要であることから、そのことを追記してほしい。	現在改定作業中であるみどりの基本計画においては、生き物も含めみどりの多様な機能を発揮させる上で、ネットワークが重要であることを記述する予定です。	△
143	No.15-2 公園の区民管理	緑化協力員制度の見直しや町会との連携など、公園等の管理を区民に担ってもらうには抜本的な仕組みの拡充が必要。	緑化協力員制度の見直しについては、みどりの区民会議からも意見が出ています。卒業後の活動を視野に入れた見直しを進め、培った経験を活かせる仕組みづくりを進めてまいります。 また、緑化協力員や区民との協働については、練馬区みどりの区民会議からの意見を踏まえ、公園等の管理の仕組みについて検討していきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
144	No.15-4 民有樹林地の保全	重要な樹林地だけではなく、小規模な樹林を保存することも必要。開発の際に樹林の維持を義務付けられないか。	小規模な樹林地や大木の保全施策も重要と考えています。しかし、強い規制は緩和措置や救済措置とあわせた制度設計が必要などの課題が考えられます。また、維持管理の負担等に耐え切れず無くなるものも多い状況であることから、民有の樹林等の保全を進めるために、練馬区みどりの区民会議からの提案も踏まえ、個人のみどりが地域の財産として活用され、保全へつなげられるような新しい取組を検討します。	△
145	No.15-6 みどりの美しい街並みづくり	当団体も、大泉・石神井地域で同様の取組を検討しており、今後、具体的なアクションを検討するに当たって、区等の関係機関と意見交換していくことを希望する。	活動内容によっては、区やみどりのまちづくりセンターから支援できる場合がありますのでご相談ください。	□
146	No.15-6 みどりの美しい街並みづくり	みどりの街並みづくりには賛成だが、いくら質を高めても量が圧倒的に減れば自然の豊かさはもどってこない。量の維持にもっとこだわるべき。	みどりの機能が発揮され、区民がみどりの豊かさを実感できるようになるためには、良質なみどりが適切に配置されていることが重要です。量と質の両方に目を向けて、今後もみどりの保全と創出を進めていきます。	□
147	No.戦略計画15 みどりあふれるまちづくり	緑と自然を豊かにすすめるうえで、原子力発電は自然と環境を破壊することは実証済みだ。練馬区として、国に原発に依存しないよう要望していくことを明記すべきだ。	原子力発電を含めた、電源構成に関することは国の政策と考えており、計画には記載しません。区においては、引き続き、環境の保全並びに更なるみどりの創出と保全に取り組めます。	※
戦略計画16 風を感じながら巡るみどりのまち				
148	No.16-1 「練馬ならではの」都市文化を楽しむまち	昨年、石神井公園で開催された野外ステージでの「森のJAZZ祭」が今後も開催されるよう、支援してほしい。	「森のJAZZ祭」は練馬区独立70周年事業の一環として実施しました。単年度の補助事業であり、来年度は同様の補助を行う予定はありませんが、ジャズバンドも含め、区民自らが参加して楽しむことができる機会の充実に取り組んでいきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の方考え方	対応区分
149	No.16-4 自転車レーンの整備促進	千川通りの環七以西の歩道は整備され歩行者優先と自転車優先の区分けが舗装によってなされており大変走りやすい。環七以東についても歩道の整備を促進してほしい。	区では、都市計画道路(区所管)の整備にあわせて、自転車レーン等の通行空間の整備を進めています。なお、千川通りにおける環七以東の整備については東京都が所管しており、意見の趣旨を伝えます。	○
150	No.16-5 身近でスポーツを楽しめる環境の整備	大泉体育館、総合体育館、練馬総合運動場等、スポーツ施設の建設が着々と進められ、また、ユニバーサルフェスティバルの拡充も行われ大変うれしく思う。今後のアクションプランの検討に当たっては、関係団体にも積極的に意見を聞く体制をとってほしい。	今後も区の計画策定にあつては、これまで同様に、区内各団体や区民等にもご意見を伺いながら進めていきます。	—
151	No.16-5 身近でスポーツを楽しめる環境の整備	高野台運動場の代替地の計画を項目として盛り込み計画を立ててほしい。	代替地を整備するという考えはありませんが、今後も区全体としてスポーツ施設を充実していきます。	※
152	No.16-5 身近でスポーツを楽しめる環境の整備	高野台運動場の代替施設の件、区の目的である、区民が利用しやすい施設づくりには、計画されている施設(大泉さくら運動場、大泉学園希望が丘公園運動場)は利便性も悪く、もう少し中心地区で考慮してほしい。	区は平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度には石神井松の風文化公園をそれぞれ新設し、これにより区西部地域には、庭球場を10面、少年野球や少年サッカーにご利用いただける多目的広場を2か所増設しています。代替地を整備するという考えはありませんが、今後も区全体としてスポーツ施設を充実していきます。	※
153	No.16-7 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組	朝霞駐屯地でのオリンピック開催について。テロへの対応など、区は安全安心対策をどのように行うのか。	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京都は、各種事態を想定した対処要領の策定に向けた検討を進めており、区は都と連携して対応を行います。	—
154	No.16-7 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組	オリンピック・パラリンピック事業に取り組むことが記されていますが、安全教育にも力を注いで欲しい。具体的には子供、大人が水難に合った時に自分の命は自分で守る「ういてまて」(着衣泳)の開催を計画して欲しい。	オリンピック・パラリンピック教育や、安全教育については、各学校で様々な取り組みを行っており、特に「ういてまて」に限定して取り上げる考えはありません。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
戦略計画17 練馬城址公園をにぎわいの拠点に				
155	No.17-1 練馬城址公園	練馬城址公園について「区が求める機能」を集約する際には、区民意見を反映してほしい。また、「自然と住民がふれあうみどりの空間」を提案する。	今後、区民の皆様のご意見を伺いながら、区の求める機能を取りまとめ、都と協議していきます。	△
その他				
156	その他 計画素案への区民意見の反映方法	昨年12月に10を超える計画の素案が出されたが、1か月の間、特に1年中で最も忙しいときに、募集を締め切るというのには反対である。普通の人たちの意見を聞くというのであれば、全く時期が悪く、時間が短い。	各計画の策定にあたっては、検討段階から区民、関係団体、有識者の皆様からご意見をいただきながら進めてきました。意見募集については、年末年始を挟むことも考慮し、期間を通常よりも長い40日間と設定しました。多くの区民の皆様からご意見をいただけるよう、今後も工夫します。	—
157	その他 計画素案への区民意見の反映方法	10の計画を一括して意見を聞いて、すぐ、議会で決めてしまう。それより、1つずつしっかりと意見を聞くべきだ。	それぞれの計画案の検討に際しては、いただいたご意見を1つ1つ検討するとともに、住民説明会や団体説明を実施し、意見の反映に努めています。	—
158	その他 区民意見の反映と計画の実行	様々な計画が示され実行しようとしているが、近隣住民の意見に耳を貸さない強引なやり方で進めていく区の姿勢は納得できない。計画の実行を強行せず、近隣住民との合意形成を丁寧に行ない、計画を実行に移すべき。		—
159	その他 計画素案への区民意見の反映方法	それぞれの地域で、意見を聴く会を開いているとのことだが、各会場に何人が来てどんな意見が出されたのか、出してほしい。	説明会の実施状況、お寄せいただいた意見は、区議会・ホームページで公表いたします。	—